平成２１年（フ）第６２８号
千葉県市原市松ケ島66番地２　アルコバレーノ103
債務者　千田　清一
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６４２号
千葉県市川市本北方３丁目３番８号　マリソール102
債務者　大塚　一枝（旧姓藤岡）
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６４７号
千葉市若葉区西都賀２丁目31番36―206号
債務者　高梨　るみ（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１８号
千葉県館山市笠名1345番地
債務者　上野志のぶ
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第１９号
千葉県館山市笠名1345番地
債務者　上野　恵美
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第２９号
富山県魚津市青島575番地85
債務者　四塚　雅博
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第３３号
富山県魚津市新角川１丁目２番１号
債務者　三由　昌徳
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第２７１号
金沢市小坂町北173番地　ベルサイユ108号室、従前の住所金沢市横枕町ハ34番地１　セイリングＶ101号
債務者　竹内　誠則
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１６７号
山梨県甲府市国母７丁目６番８号　ニューコクボ岡田館２号館102号室
債務者　入口　　靖
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０９号
山梨県甲府市小瀬町102番地　７―504
債務者　石橋みゆき
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７２号
長野県松本市大字里山辺1392番地１レオパレスジェルソミーナ205号
債務者　藤森日出雄
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１６５号
長野県塩尻市大字広丘堅石116番地１アインス202、前住所長野県茅野市宮川8680番地市住318号
債務者　福澤佳代子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２０１号
長野県安曇野市穂高北穂高2279番地30
債務者　小林　貴子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２０２号
長野県松本市大字岡田町457番地８
債務者　坂口　　昇
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２０３号
長野県松本市大字岡田町457番地８
債務者　坂口留美子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２１３号
長野県安曇野市堀金三田1244番地18
債務者　小林　絹子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２１４号
長野県安曇野市堀金三田1244番地18
債務者　小林　由佳
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２１５号
長野県安曇野市豊科田沢7039番地32
債務者　小林　英昭
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　長野地方裁判所松本支部